

## 第2回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

(事務局)

定刻になりましたので、これより第2回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。

初めに、本日の会議ですが、出席委員が13名で、神奈川県いじめ防止対策調査会規則で定める定足数を満たしております。

次に、傍聴の取扱いについて確認したいと思います。

県の情報公開条例では、非公開情報が含まれる場合や、公開することで会議の運営に支障が生じる場合を除き、原則公開することとなっています。

本日の議題のうち、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」については、いじめの重大事態と疑われる個別の事案について審議を行う場合、プライバシーに関する事項を取り扱うことがあるため、非公開としたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

－ 異議なし －

それでは、次第の2については非公開といたします。

次に、本日の会議の傍聴について、現在、傍聴人及び報道関係者はいらっしゃいませんが、今後お越しになった場合には、入室いただきますので、御了承願います。

次に、本日の会議資料ですが、次第、座席表、委員名簿、資料の4点をお配りさせていただきます。

資料が不足している方は、お申し出ください。

それでは、開催に先立ちまして、神奈川県教育委員会支援部長の八矢から御挨拶申し上げます。

－ 支援部長あいさつ －

(事務局)

それでは、これ以降の議事進行は、小池会長にお願いいたします。

### 1 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

(小池会長)

次第の1「いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項」、「神奈川県におけるいじめの状況について」、事務局から説明をお願いします。

－ 資料に基づき、説明 －

(小池会長)

ありがとうございました。今の説明について、何か御質問や御意見はありますか。

(小池会長)

では、私の方から伺ってよろしいでしょうか。今ここに出ているいじめの認知件数ですが、先ほどのお話にもありましたが、理想的には0件なのでしょう。でも現状、おそらく、各学校の中にいじめが存在するときに、それがはっきり表れる、表すことの方が大事なことだと思います。熱があるときに体温計をへし折るのではなくて、熱があるなら熱があると認識する、そういうことが大事かと思います。数が多いということは、むしろ現状、積極的に評価してよいかと思います。

その上で、先ほど、いじめへの対応というところで、謝罪をさせたというのが50%前後あったと思います。色々な案件ですごく共通するのですが、謝罪を急ぐと、ろくなことにならないです。対象生徒さん、関係生徒さん、それぞれに指導して、胸に落ちたところで謝罪しないと、とんでもないことになっていきますし、ましてや多対1の構造があるいじめは、簡単ではないことが多いと思いますので、いじめの構造がどうなっているのか見極めない中での謝罪というのは、非常に危険だと思います。

項目に謝罪というのは挙がっていますし、最終的にうまくいって謝罪となればいいのですが、いたずらに、謝罪によりいじめが解消といったように、数字を増やすことがないようにしたほうがよいです。指導がうまくいってないならうまくいってないとして受け止める。数字を増やすことを目指さないということは、お願いできればと思います。

(事務局)

我々は県立学校を所管しておりますが、各学校の管理職から、いじめがあった時にその対応について相談を受けることがありますので、会長が今おっしゃったように、被害生徒の保護者さんは、すぐに謝罪しろと要求をされます。でも、そこですぐ謝罪することによって、温度感が合わない中で謝罪しても、結局うまくいわずに、さらに炎上する可能性が出てきますので、そこは温度感を合わせるために、両者ともしっかりと指導を行って、温度感が合った時に初めて謝罪ができますと、学校の方へ指導をしています。

(小池会長)

ぜひその方向でお願いします。

さらに別の点でよろしいでしょうか。重大事態の件数について、1桁から20件前後であったものが、令和8年度に県内全体で85件となっていますけれども、85件になった1つの要因として、先ほどガイドラインの改定と説明がありましたが、おそらく横浜市の見直しというのが、相当程度この数字に反映されていると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

報道でもあるように、そういうこともあって増えていると思います。

(小池会長)

横浜市で見直しを行ったところではありますが、資料3ページのいじめの重大事態の発生件数のところで、いじめの重大事態ということで引用していただいておりますが、実は注意していただきたいのが、第1号も第2号も、疑い、という言葉があることは分かりますでしょうか。

重大な被害や長期不登校がいじめによると確定して初めて重大事態ではなくて、疑いがあつたら重大事態なのです。ガイドラインによれば、児童・生徒あるいは保護者からの訴えがあつたときには、疑いは否定できないものとして、調査に入ることになっています。この基準どおりにやったら、県でも件数が跳ね上がる可能性があるかと想像します。ですので、それに対して私たちの調査体制はそれで持つのかという問題はありつつも、法に則った対応を行わないと、そこで信頼関係を壊して、さらに事態を深刻にさせることもあるかと思ひます。私たち弁護士会の方もなるべく人を出せるように努力したいと思ひますので、法に則った対応で、信頼関係を壊さないようにするところに、留意していただければと思ひます。

(事務局)

分かりました。

(小池会長)

まだよろしいでしょうか。先ほど、不登校の重大事態調査は原則、学校主体調査にするということで、そういう運用になっていると思ひますが、この学校主体調査というのが、おそらく教育委員会の方々には私以上に痛感していると思ひますが、普通の教員生活を送ってきた方が、この種の報告書を書くことに習熟しているかといつたら、おそらくそうではないです。

弁護士が第三者として関わって、こうしたらどうですか、みたいなことはさせていただくことはありますが、先ほどの説明のように、不登校事案が原則、学校主体調査となると、相当程度にマニュアル化しないと無理なのではないかと思ひます。

本当は、全国共通の問題ですから、文科省に作ってほしいと思ひますが、文科省が作らないのであれば、せめて県のレベルで、マニュアルあるいは書式があつて、これを埋めていけば、そこそこ報告書が出来上がるとか、県がその程度のものを作らないと、学校主体調査といつてもお手上げ状態になってしまうことが多いと思ひますので、そこは検討していただきたいです。

(事務局)

これが話題になった時に、当課でも同じ話は出てきました。調査方法や報告書について学校が慣れていないということがありますので、県の指導主事が学校へ指導助言

をしていくということと、やはり書き方の部分で弁護士さんとかに相談して見てもらいながら、しっかりできる体制にしたいと考えております。

(小池会長)

是非よろしく申し上げます。

(岩田副会長)

今、小池会長がおっしゃったように、私はマニュアルとかいうタイプではないのですが、それがないと動きにくいし、あると助かると感じるときもあります。

あと、いじめられた児童・生徒への特別な対応という説明がありましたが、普通の対応でもよくて、まず、その話があったらどうするかということです。例えば 30 分くらい言いたいことを言って、聞かせてもらうとか、当たり前のことであってもよいです。

はじめのうちに対応した方が重大事態にならないし、後でやるよりもよっぽどエネルギーがいらぬです。小児科での経験に例えると、はじめの 3 日間は勝負です。はじめの 3 日間で対応を間違えると悪くなることもあるし、すごく良くなったりもします。はじめに 1 回でもきちっと話を聞けば、そのあとが違います。

やはり、例えば 30 分でも 20 分でもいいから雑談でも話を振ったり、「頑張っているね。」とサポートする言葉を言ったりするように、特別な対応ではなくちょっとした対応がすごく大事です。

それが当たり前なんだけど、いじめかと思うとびっくりしちゃって、意外とドキッとして何もできず、フリーズしてしまうというのは、大人でもよくある普通のことです。30 分話を聞くとか、そういうことをマニュアルにしたほうが、色々なことをいっぱい書くよりかは、いいのではないかと思います。

それから、問題が起こったときには例えば 3 人くらいで喋れといいます、15 分でも 20 分でもいいからちょっと話をして、3 行くらい結果を書くと。ちょっとした簡単に連続性のある記録です。いっぱい書かないといけないような気がしてしまいますが、それを見れば後で流れが分かるような、要点だけを 3 行で書くことが大事だと思います。

そういう単純なことをマニュアル化して、それこそ A 4 用紙 1 枚で全部済むようなマニュアルを作ったらよいかと思います。いじめとか嫌なことに対応する先生方が大変だと思うのは当たり前なことなので、平気ということはないと思います。

(松本委員)

感じたことですけれども、全県の公立小中高等学校の教員の方、県や市町村の教育委員会の職員の方が、いじめ抑止に対して様々な取組をなされたこと。また、教員の先生方が、いじめが起きた時に、いかに解消しなければならないかと努力する姿を目の当たりにして、尊いことだと敬意を表します。

その努力やご苦労にも関わらず、報告のあったように、いじめの認知件数がだんだ

ん増えているのは、忌々しきことだと思います。

子どもはスマホを持つのが当たり前です。SNSを駆使して交流、情報交換をしています。その交流するが故に人間関係に軋轢が生じていじめが生じるのは、仕方のないことだとは思いますが。これが感想です。

もう一つ、伺いたいことがあります。いじめが原因で不登校に陥る児童・生徒と、いじめが原因で自殺をした児童・生徒の数値や経緯について知りたいです。

(事務局)

資料5 ページ目の一番上に、理由別長期欠席者数の推移のグラフがあります。ここに病気、経済的理由、不登校とか、大ざっぱな括りがあります。いじめは出てこないですが。

(松本委員)

10 ページの四角の中の真ん中に、「不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会要因・背景により・・・」とあるので、これですかね。

(事務局)

不登校は、色々な要因が絡んで不登校になっていますので、いじめイコール不登校というケースもないわけではないと思いますが、カテゴライズしづらい部分ではあります。

いじめが原因で自殺したという件については、調査では上がってきてはおりません。ただ、自殺についても様々な要因があって、特に若い世代の自死については、家族も学校もみんな原因が分からないということがあります。

先ほどの最初の話で、いじめにより長欠や不登校になると、重大事態調査をする可能性が出てきますので、学校は、いじめによって欠席するのであれば、それこそ全力で生徒を支援して登校できるよう、手厚くやるようにはしているかと思えます。

(小池会長)

資料3 ページの重大事態の発生件数ですが、1号の方が、いじめにより生命、心身、財産に重大な被害という数字で、2号の方が、いじめにより長期不登校の数字です。少なくともこの2号の62件という数字は、いじめにより長期不登校になったということですか。

(事務局)

はい。

(小池会長)

1号の中で自死事案というのは、数は把握できていますか。

(事務局)

ここの数字は公立学校の全体の数字ですが、そのうち県立学校については、いじめによる自死事案はありません。

(金井委員)

今の松本先生の話に参考になればと思うのですが、私の所属の関連法人で、J S C Pという、いのち支える自殺対策推進センターというところがあります。そこで、子ども家庭庁の補助事業として、令和6年度の子供の自殺の多角的な要因分析に関する調査研究という報告書を公表しています。そちらには、松本委員のご質問に対する答えやヒントになるものが含まれているのではないかと思います。

(関委員)

話が戻るのですが、岩田委員からマニュアルの作成の話が出たと思います。気を悪くしないで聞いていただきたいのですが、昨年度、私がこの会議で、マニュアルのようなものはありますかと尋ねたのですが、その時から1年経っているのに、考えていますという段階ではなくて、作っていなくてはいけない段階だと思うので、そこはぜひやっていただきたいです。

今日は県立高等学校の委員がいないので寂しいところですが、県立学校の先生方にも、そういったときはどういうグループが対応しているという話があったのですが、やっていると思います、という返答だったので、そこも私としては危惧するところです。やっていますと言っていたかかったと強く思っています。考えていますという段階ではなく、本当にやっていただきたいと心から思っています。

この話をずっと延々としているというか、この取組の結果で県はこういう風に動きましたという情報が欲しかったです。もしこの資料に何か指針でも載っていたら、成果があったと感じられました。厳しい意見かもしれませんが、実際に皆様お忙しいとは思いますが、動いていただきたいです。

教職員の方々が何から始めてよいかわからない時に、何から始めよう、という指針があるとよいと思います。

(事務局)

今の件ですが、各学校では、いじめ防止対策のマニュアルを作っております。いじめと思われる案件が起こったときには、最初にこうすべきである、その後、会議を開いていじめかどうか確認して、いじめであればさらに調査を進めるという、その辺のマニュアルは各学校で持っており、それはホームページでも公開しております。

その部分については各学校で認識していますし、我々も、いじめなのか人間関係の不調なのか微妙なところもあると思いますが、そういうのをひっくるめて、そういうことが起これば、どんどんその会議の中で共有して、必要であれば調査を進めていくというのは、研修でもやっております。その部分は、どんどん進んできていると思っています。

いじめの重大事態のマニュアルでいうならば、国が出しているいじめ重大事態のガイドラインに則って、いじめが起これば指示をしています。そのガイドラインは学校にも提供していますので、それを情報共有しているという状況です。

(岩田副会長)

重大事態になるというのは、色々な事情があったにせよ、やはり初期対応がよくないのではないかと思います。何しろ自分が言いたいのは、もうちょっと中くらいのところから相談できるようなシステムがあってもいいのかなと思います。重大事態に上げられたらとても対応できるシステムじゃないと思いますので、もうちょっと早めに何かやれるような。教育委員会も、重大事態として出すことを決断しにくいことがあるかもしれませんので。初期対応をばっちりやれば後はうまくいくと思いますが、色々な事情がありますから、面倒かもしれないですけど、その間のところを何かできればと思います。

重大事態になる前に、いじめの疑いの方は、早く対応するのがいいのかなと思います。よく色々な問題があると、ずっと対応していると件数が上がりすぎるから、ひどくなったものをやればいいという考えもないわけではないですが、長い目で見ると、1つに何十倍も時間がかかったりするのではないかと思います。色々な行政の関係なんか、ぎりぎりまで少し放っておこう、やっていただきましようとなっても、最後にどうしようと大騒ぎになることもあるので。中くらいのところから相談できるシステムがあったほうがよいと思います。先生の方は大変でしょうけど、でもそのほうが楽です。

私がこれだとはっきりと思ったマニュアルは今まで記憶にないです。本当に簡単なもの、枠と括弧があって、3行でもよいです。今はそういうものがあるのか、ピンとこない感じですよ。こういう風にしたほうがよいという意見で動ける人と、これですと言わないと動けない人がいます。やはりストレートな表現であった方が、年配の場合はよいのではないのでしょうか。

話を聞くというのは、特別な支援のように見えませんが、意外とできなかつたりするのではないかと思います。

簡単であまり負担にならないマニュアルを作って、その後3人で15分でもよいからお話しするとか。記録を書くのに時間がかかると大変なので、5分以内で3行で書ける記録がよいです。簡単で単純な方がいいと思います。方針を出すのではなく、行動そのままですね。例えば、よく話を聞いてどうのこうのではなくて、何分か話を聞くとかです。

だから、重大事態になる前になるべく解決できるような方法があったらいいと思います。色々な段階であると思います。重大事態がどんどん出てきても大変でしょうけど。もうちょっと簡単に相談ができるとよいです。

繰り返しが多くて申し訳ないです。

(関委員)

補足していただいております。

(事務局)

いじめの認知件数の増加ですが、昔に比べていじめが増えたというよりも、先生方が早い段階から些細なものでもいじめとして認知して、間に入って対応していきましようとしているので、このことがやはり認知件数の増加に繋がっています。

だから、放置というよりも、早い段階で学校としては認知して、疑いがあったら、加害者と被害者から話を聞いて、どんなことがあったのか事実の確認をして、その後、指導、支援をしていくという部分を、丁寧に行っている結果なのかと思います。

(岩田副会長)

虐待なんかもそうですね。ないと言っているところが一番増えていると思います。増えているということは、逆に認知して報告を上げているということで、増えた方が素晴らしいというのは変ですが、隠していたり見ないことにしたりではないですから、いいことだと思います。1人も残らずというふうに書いておりますけど、見つけたらまず一歩踏み出すことです。あとで考えたら、その一歩が困難だと思うこともありますが。

(小池会長)

マニュアルについて、2つの点が話に出ていると思います。

いじめの重大事態調査のマニュアルですが、たしかに国の新しくなったマニュアルはありますが、おそらく学校の教職員の方であれを読んで書ける人は稀かと思うので、もうちょっと砕いて、それこそ穴埋めすれば作れるレベルまで持っていかないとついかないと思います。それは検討するか、文科省に働きかけてください。

いじめ対応のマニュアルですが、国の基本方針、都道府県の基本方針、市町村の基本方針、学校の基本方針。たしかに基本方針はあります。ただそれは、はっきり言えば外枠なんです。外枠だけでなく、具体的に何をしていこうか、どう気を付けていこうかとなったときに、現行の基本方針だと、まだまだのところがあると思います。

やはり重大事態になると、それなりの教訓は得られてくると思いますので、そういう教訓を共有の財産にしてマニュアルに組み込むというか、気を付ける手立てにしていただければと思います。重大事態の結果を踏まえて、それを生かしていただければと思います。

手前味噌で申し訳ありませんが、私がこれまで重大事態調査をやって、こういうことがあったなということ、うちの事務所のホームページに「いじめ重大事態調査委員となる方のために」としてアップしていますので、もしよかったら、こういうところに気を付けるのだなという参考にしていただければと思います。

国の重大事態調査のマニュアルだけでは報告書は書けないです。また、学校のいじめ防止基本方針だけでは具体的な動きができません。本当は色んなものでガチガチ

に縛るまでもなく、法律ができる前から、おそらく9割方の学校では、職員室で先生方が集まったときに情報共有、情報交換して、その時に2～3秒パパッとメモをして、こうしよう、こうしようと組織的に対応することはやっていたよね。ただ、漏れてしまう学校があるから、法律やガイドラインができ、色んなものだという、そういう流れかと思います。

ほとんどの学校ではちゃんとやっていただいている中で、1%漏らしただけでとんでもない数になります。やはりそこは、今まで散々やってきていただいている中ではありますが、引き続き、現場が取り組みやすい形で落としていただければと思います。

(事務局)

今の点は、各学校への周知も大事だと考えていますので、例えば今年度に関しては、県立学校では、管理職の先生に、いじめの初期対応について、色々な機会に情報提供しています。また、生徒指導担当者にもいじめの初期対応や重大事態調査について、話をしています。

さらに、教務関係の先生方も、授業中でもいじめがあると思いますが、些細なことも早めに情報共有し、1人で抱えずに組織的に対応するのが大事だと思いますので、それを色々な機会でご発信していきたいと思っています。

(小池会長)

それでは、意見はよろしいですかね。

次に、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」に移りたいと思いますが、以降の会議は、プライバシーに関する情報を取り扱うことがありますので非公開といたします。

(事務局)

それでは、以降の会議は非公開となります。本日、傍聴人等はいませんので、小池会長、引き続きお願いします。

## 2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項

— 非公開 —

(小池会長)

そろそろ時間となりますが、委員の皆様から他に御意見等はございますか。

本日の議事は以上で終了いたします。

それでは、事務局に議事進行を戻します。

(事務局)

ありがとうございました。

最後に、学校支援課長の吉野から御挨拶申し上げます。

－ 学校支援課長あいさつ －

(事務局)

以上で第2回神奈川県いじめ防止対策調査会の日程は終了となります。  
本日はどうもありがとうございました。